

適用災害	災害救助法の適用、激甚災害の指定（それぞれ適用・指定地域のみ）
------	---------------------------------

お申込み時には、お客さまの被災状況を証するため各自治体より発行される「り災証明書」の提出をお願いさせていただく場合がございます。

	サービス	支払期日延伸	基本料金割引	工事費免除
①	接続送電サービス ※臨時接続送電サービス・予備送電サービスも含まれます。 (需要側託送料金)	○	○	○
②	系統連系受電サービス (発電側託送料金)	○	○	—
③	発電設備系統連系サービス (アンシラリーサービス料金)	○	○	—

① 接続送電サービス

措置	内容	詳細
支払期日延伸	料金算定日の延長	<ul style="list-style-type: none"> 被災されたご契約について、災害発生月の前月～翌々月までの4ヶ月分の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限る）の料金算定日を、それぞれ1カ月延長。 例：8月に災害が発生した場合、7月～10月までの料金の算定日をそれぞれ1カ月延長。 （料金算定日が1カ月延長となるため、実施支払期日が1カ月延伸される）
基本料金割引	不使用日料金の割引	<ul style="list-style-type: none"> 被災されたご契約について、災害により被害を受けたときから全く使用しない場合（1日の電気ご使用量が0kWhの場合）には、災害発生月から6カ月後の末日まで、電気を使用しない日数×4%を基本料金から割引。
	使用不能設備に相当する料金の割引	<ul style="list-style-type: none"> 被災されたご契約について、電気設備が災害のため一時使用不能となった場合、災害発生月から6カ月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を割引。
工事費免除	工事費負担金の免除	<ul style="list-style-type: none"> 被災されたご契約について、災害により被害を受けたときから全く使用されない場合で、同一地点においてご契約の廃止、新たなご契約を開始されて工事費負担金が発生する場合、その工事費を災害発生月の6カ月後の末日まで免除。
	臨時工事費の免除	<ul style="list-style-type: none"> 被災されたご契約について、災害からの再建等のため、臨時接続送電サービスの使用を申込まれた場合は、その申込みが災害発生月の6カ月後の末日までに行われたときは、臨時工事費を免除。
	引込線・計量器等の取付位置変更に係る工事費免除	<ul style="list-style-type: none"> 引込線、計量器等の取付位置の変更の申込みを災害発生月の6カ月後の末日までに行った場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、その初回の工事に要した工事費を免除。

② 系統連系受電サービス

措置	内容	詳細
支払期日延伸	支払期日の延長	✓ 被災されたご契約について、災害発生月の前月～翌々月までの4ヶ月分の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限る）の支払期日を、それぞれ1カ月延長。
基本料金割引	発電実績がない日の料金割引	✓ 被災されたご契約について、災害により被害を受けたときから全く発電しない場合（1日の発電電力量が0kWhの場合）には、災害発生月から6カ月後の末日まで、電気を発電しない日数×4%を基本料金から割引。
	運転不能設備に相当する料金の割引	✓ 被災されたご契約について、発電設備が災害のため一時運転不能となった場合、災害発生月から6カ月後の末日まで、その運転不能設備に相当する基本料金を割引。 (注) 運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用いたしません。

③ 発電設備系統連系サービス

発電設備系統連系サービスを締結する地点の接続送電サービスにおいて、災害特措が適用された場合、発電設備系統連系サービスにおいても同様に以下の措置を実施いたします。（接続送電サービスの申込があれば自動適用するため、発電設備系統連系サービスの災害特措申込は不要です。）

措置	内容	詳細
支払期日延伸	支払期日の延長	✓ 被災されたご契約について、災害発生月の前月～翌々月までの4ヶ月分の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限る）の支払期日を、それぞれ1カ月延長。
基本料金割引	不使用日料金の割引	✓ 被災されたご契約について、災害により被害を受けたときから全く使用しない場合（1日の電気ご使用量が0kWhの場合）には、災害発生月から6カ月後の末日まで、電気を使用しない日数×4%を基本料金から割引。
	使用不能設備に相当する料金の割引	✓ 被災されたご契約について、電気設備が災害のため一時使用不能となった場合、災害発生月から6カ月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を割引。

なお、需要設備は使用可能であるが発電設備が損壊し発電不能となり自家消費が不能の場合、個別に協議させていただくため、当社窓口までご連絡ください。